

川口市路上喫煙の防止等に関する条例

平成17年3月25日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について、市長、事業者及び市民等の責務の明示その他の必要な事項を定めることにより、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路、公園その他の公共の場所(室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。)をいう。
- (2) 路上喫煙 道路等において喫煙することをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 市長は、事業者及び市民等に対し、路上喫煙の防止についての意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者及び市民等の責務)

第4条 事業者及び市民等は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(関係行政機関の責務)

第5条 国、埼玉県その他の関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力するものとする。

(路上喫煙の防止)

第6条 何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、道路等の所有者その他の道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができるものとして指定した場所にあつては、この限りでない。

(路上喫煙禁止地区)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要と認める地区を、規則で定めるところにより路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

- 3 市長は、規則で定めるところにより、第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。
- 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その地区を告示することにより行うものとする。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、禁止地区内においては、路上喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、是正に必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対して、是正するよう勧告をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例の一部改正)

2 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例(平成11年条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略